

令和4年度  
第3回八幡平市農業委員会総会  
議 事 録

令和4年6月23日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第3回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年6月14日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年6月23日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年 6月23日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年 6月23日 14時14分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員  出席 17名 欠席 2名  凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	▲
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	▲	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 1番	日戸重雄	議席番号 2番	田村昭雄
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	田村春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	澤口頼太		
	農地調整係主事	恩賀ひとみ		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

## 1 開会（13時00分）

### 事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。

議席番号9番 吉田晃 委員、所用のため、議席番号11番 中村一彦 委員、所用のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第3回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

## 2 議事録署名人の選任

### 議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、1番 日戸重雄 委員、2番 田村昭雄 委員を指名します。

## 3 報告

### 議長（立柳会長）

次に、事務局から第3回運営委員会報告を行います。

### 事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第3回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、6項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年6月以降の主な会議 行事 等日程について、

2項目め。令和4年度第3回総会について、

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、7 月 8 日午前 9 時 00 分に決定となりました。

2 項目め。令和 4 年度最適化活動の目標の設定等についてとなります。

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項で事務局より説明を行う事としております。

3 項目め。令和 4 年度八幡平市地方就農相談会への参加についてとなります。

内容について協議を行ったところ、6 ページの中ほどに記載したとおり決定されました。

4 項目め。地区調査会の開催についてとなります。

内容について協議を行ったところ、記載したとおり決定されました。

これから会議を開催される地区調査会には、事務局が赴き内容を説明します。

5 項目め。令和 4 年度タブレット研修についてとなります。

内容について協議を行ったところ、次のページの中ほどに記載したとおり決定されました。

6 項目め。先進地視察研修の実施についてとなります。

内容について協議を行ったところ、8 ページの中ほどに記載したとおり決定されましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項で事務局より説明を行う事としております。

以上、6 項目について、協議を行いました。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして同じのページの下側、5 情報提供等となります。

三浦委員から質問が出され事務局が回答を行いました。

次のページとなります。立柳会長から情報提供が行われ、関連して小山田委員より要望が出されました。

なお、事務局からの情報提供等はありませんでした。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 4 年度第 3 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 4 年 6 月 23 日 運営委員長 会長 立柳優。以上となります。

#### 議長（立柳会長）

ただ今の「第 3 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

#### 事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 10 ページをご覧ください。

令和 4 年 5 月 25 日から令和 4 年 6 月 22 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧6番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧7番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は6月15日の水曜日でございます、19件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の1番委員日戸重雄委員、農業委員の19番委員立柳優委員、推進委員の西根南地区の1番委員工藤章夫委員、推進委員の松尾地区の6番委員高橋光廣委員の4名でございます。

また、事務局からは田村事務局長と澤口主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

#### 議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。

ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

### 4 議事

#### 議長（立柳会長）

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。それでは直ちに議案の審議を行います。

#### ○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は8件となっております。

申請番号1：田頭第1地割66、田、689㎡を含む13筆13,791㎡です。贈与による所有権移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。なお、全13筆のうち1筆は共有地であり、持分2分の1についてのみ所有権移転します。

申請番号2：荒木田第1地割25-1、畑、1,482㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人の父が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号3：大更第42地割243-1、田、824㎡を含む2筆1,650㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号4：大更第45地割119-2、田、1,065㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。また、この申請は、4月総会で財産の見直しを理由に贈与の取消をしています。

申請番号5：田頭第7地割4-3、田、855㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号6：田頭第16地割97-2、田、50㎡を含む2筆107㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号7：松尾寄木第1地割140、畑、2,576㎡を含む2筆3,260㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号8：松尾寄木第1地割145、畑、2,678㎡です。交換による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

次の4ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

## 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 日戸重雄 委員に願います。

### 1番（日戸委員）

1番 日戸重雄です。

申請番号1番ですが、位置は、田頭小学校から南へ約1.6km以内に点在しています。現況は、田は水稻が作付されており、畑は保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、寺田小学校から北西へ約2.5kmの地点です。現況は、牧草が作付されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、JR東大更駅から北へ約2.1kmの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、JR東大更駅から北へ約1.2kmの地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、田頭小学校から西へ約2kmの地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号6番ですが、位置は、田頭小学校から北西へ約900mの地点です。現況は、水稻が作付されておりました。

申請番号7番ですが、位置は、岩手山SAから西へ約500mの地点です。現況は、牧草が作付されておりました。

申請番号8番ですが、位置は、岩手山SAから西へ約500mの地点です。現況は、牧草が作付されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第2号『農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

申請番号1：松尾寄木第11地割573-1、畑、9,205㎡を含む2筆10,197㎡です。こちらは、平成22年6月25日付けで、申請地を譲受人に所有権移転することで許可しています。しかしながら今回、譲渡人の意思により、財産の見直しをするため、取消の願出があったものです。以上、ご審議のほどよろしく願います。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ござ



いませんか。

(「なし」の声あり)

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（澤口主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は5件になります。

申請番号1：松尾寄木第1地割547-9、畑、307㎡。転用の目的は、使用貸借の設定による一般住宅の建築です。内容は、居宅、通路・駐車場、庭が計画されております。

申請番号2：野駄第2地割477-1、田、767㎡の一部654.5㎡。転用の目的は、使用貸借の設定による携帯電話基地局建設に伴う資材置場等で8か月間の一時転用です。内容は、資材置場、作業ヤード、クレーンヤード、進入路が計画されております。

申請番号3：大更第4地割509、田、1,380㎡を含む2筆、1,880㎡。転用の目的は、売買による資材置場の敷設です。内容は、資材置場、通路が計画されております。

申請番号4：大更第22地割28-4、畑、394㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建築です。内容は、居宅、通路・駐車場、庭・雪捨て場が計画されております。

申請番号5：田頭第7地割207-2、田、623㎡。転用の目的は、売買による資材置場の敷設です。内容は、資材置場、通路、作業スペースが計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号2番以外については、10ha以上の一団の農地で第

1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。

申請番号2番ですが、申請地から300m以内に東北自動車道松尾八幡平インターチェンジがある農地で第3種農地となり、第3種農地は原則許可となっております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 日戸重雄 委員に願いたします。

#### 1番（日戸委員）

申請番号1番ですが、位置は柏台小学校から南へ約1.2kmの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は申請者の祖父が所有する土地であり、両隣には祖父母と父母が暮らす家があることから、お互いに助け合って暮らしていけると考え選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は松尾八幡平インターチェンジから北東へ約300mの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は中継基地局の予定地であり、工事用の仮設用地を確保する必要があることから選定したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、JR東大更駅から南西へ約1.9kmの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は、道路沿いに面しており、旋回スペースも確保できること。また、現在の作業場からも近いことから選定したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は大更小学校から西へ約800mの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は申請者の妻の実家の近くであり、将来の介護なども見据え選定したとのことでした。

申請番号5番ですが、位置は田頭小学校から西へ約1.1kmの地点です。現況は、田で保全されておりました。申請地は自宅の南側に隣接した土地であり、自家用の薪置場として一体利用が可能であることから選定したとのことでした。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第3号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

## 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

## 議長（立柳会長）

よって、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

## ○議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

### 議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。今月の申請は4件になります。関係資料の4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：大更第31地割30-4、畑、131㎡を含む2筆142㎡です。現況は、通路として利用されており、宅地化しておりました。

申請番号2：松尾寄木第1地割146番2、畑、968㎡です。現況は、畜舎が建っており、宅地化しておりました。

申請番号3：曲田526、畑、3,491㎡です。現況は、草木が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号4：上の山174-1、畑、4,646㎡です。現況は、木が生い茂り、原野化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 日戸重雄 委員にお願いいたします。

#### 1番（日戸委員）

1番の日戸重雄です。

申請番号1番ですが、位置は、西根総合支所から東へ約1.4kmの地点です。現況は、居宅等への進入路として利用されており、宅地化しておりました。申請地は、昭和54年2月頃から居宅等への進入路として利用されるようになり、宅地化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、寄木小学校から南西へ約1.9kmの地点です。現況は、宅地として利用されており、宅地化しておりました。申請地は、昭和48年に畜舎が建てられたことで宅地化したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、安代インターチェンジから北西へ約3.4kmの地点です。現況は、草木が生い茂り、原野化しておりました。申請地は、立地条件が悪く、平成5年頃からトラクター

が入れずに放置していたことで、原野化したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は、安代インターチェンジから北西へ約400mの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪く、平成2年頃からトラクター等が入れずに放置していたことで、山林化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

#### 8番（松村委員）

はい。

#### 議長（立柳会長）

はい、松村委員。

#### 8番（松村委員）

関係資料の30ページを見ると、該当箇所以外にも建物ぼくなっているところの地目が田とか畑になっているけれども、これらはどうなるのか？

#### 事務局（澤口主事）

今回該当となっている部分は通路部分であり、それが宅地に変更になります。それ以外は田畑のままの予定です。

#### 8番（松村委員）

現在は農地に牛舎等を建てた場合の取扱いはどうなるのでしょうか？何か手続きはないのでしょうか。

#### 事務局（澤口主事）

今後はこの場所に一般住宅を建て、転用申請が来る予定です。過去の地目の経緯はちょっと調査不足でして、あとで確認してご報告します。

#### 議長（立柳会長）

ほかに質問は、ございませんか？

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。本案について、

証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(15名起立、1名着席)

#### 議長（立柳会長）

起立多数です。着席願います。

(15名着席)

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

#### ○議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の16ページをご覧ください。令和4年6月3日付で八幡平市長から意見を求められている案件は2件ございます。

いずれも農業用施設用地への用途変更申請となっております。関係資料の4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：荒木田第13地割172-1、田、1,317㎡です。転用の目的は、農業用資材置場、農業用機械置場、作業広場が計画されております。

申請番号2：平笠第24地割709-1、畑、180,084㎡の一部を含む2筆、9,692.77㎡です。転用の目的は、飼料調整用機械格納庫、二次処理堆肥置場が計画されております。

いずれの農地も農用地から農業用施設用地への変更です。

例外規定ですが、農業用施設に限り転用が認められております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号1番 日戸重雄 委員に願いたします。

#### 1番（日戸重雄委員）

1番の日戸重雄です。

申請番号1番ですが、位置は、西根第一中学校から北西へ約1.8kmの地点です。農振変更の目的は、農業用施設用地へ用途変更し、農業用資材置場・機械置場・作業場の敷設をするものです。

現況は、田として自己保全管理されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約3.4kmの地点です。農振変更の目的は、農業用施設用地へ用途変更し、飼料調整用機械格納庫の新築及び、2次処理堆肥置場の敷設をするものです。現況は、畑として自己保全管理されておりました。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと。土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと。また、転用許可適用条項に該当していることから農振変更はやむを得ないと判断して参りました。以上です。

#### 議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決します。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第5号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

#### ○議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の18ページをご覧ください。今月の申請は、77件となっております。今月の申請は、77件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定及び使用貸借権設定は69件、そのうち中間管理機構を通じた申請が59件です。また、所有権移転は8件、そのうち中間管理機構を通じた申請が6件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番～2 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 3 番～4 番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号 5 番～6 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 7 番～9 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 10 番は、松尾地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号 11 番～12 番は、西根南地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への一時貸付及び転貸での貸借権設定です。

申請番号 13 番～29 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 30 番～46 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 47 番～54 番は、松尾地区に係る申請です。

なお、申請番号 13 番～54 番は、今回総会で農地中間管理機構に一時貸付し、同月に農地中間管理機構から譲受人に貸付される転貸によるものです。

次に、農地中間管理機構への一時貸付及び転貸での使用貸借権設定です。

申請番号 55 番～57 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 58 番～65 番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号 66 番～67 番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号 68 番～71 番は、安代地区に係る申請です。

なお、申請番号 55 番～71 番は、今回総会で農地中間管理機構に一時貸付し、同月に農地中間管理機構から譲受人に貸付される転貸によるものです。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号 72 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 73 番～74 番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号 75 番～77 番は、安代地区に係る申請です。

なお、申請番号 72 番～77 番は、今回総会で所有権移転が行われた後、来月 7 月総会で農地中間管理機構が新たな担い手へ一時貸付予定です。

申請筆別明細については、次の 33 ページから 41 ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願います。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 3 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 3 番 阿部正光 委員の退席を求めます。

（3 番 阿部委員 退席確認）

**議長（立柳会長）**

これより、申請番号3番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

**議長（立柳会長）**

よって、申請番号3番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号3番 阿部正光 委員の着席を求めます。

（3番 阿部委員 着席確認）

次に、申請番号5番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号15番 向久保勉 委員の退席を求めます。

（15番 向久保委員 退席確認）

**議長（立柳会長）**

これより、申請番号5番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号5番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

**議長（立柳会長）**



起立全員です。着席願います。

(全員着席)

#### 議長（立柳会長）

よって、申請番号5番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号15番 向久保勉 委員の着席を求めます。

(15番 向久保委員 着席確認)

#### 議長（立柳会長）

次に、申請番号39番、40番、41番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号5番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

#### 5番（熊澤委員）

ちょっといいですか？

#### 議長（立柳会長）

どうぞ

#### 5番（熊澤委員）

39番の案件は私が借りるのではないと思いますが？

#### 事務局（佐々木農地調整係長）

大変申し訳ありませんでした。議案39番は訂正となります。利用権の設定をうける者は熊澤威人さんではありません。正しい住所は、八幡平市西根寺田3地割20番地1の 滝川清光 さん 71歳の認定農業者の方でした。訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

#### 議長（立柳会長）

それでは改めて、申請番号40番、41番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号5番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

(5番 熊澤委員 退席確認)

#### 議長（立柳会長）

これより、申請番号40番、41番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

**議長（立柳会長）**

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号40番、41番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長（立柳会長）**

よって、申請番号40番、41番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号5番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

(5番 熊澤委員 着席確認)

これより、申請番号3番、5番、40番、41番を除く議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

**17番（大森委員）**

はい。

**議長（立柳会長）**

はい、大森委員。

**17番（大森委員）**

18ページの申請番号4番の勝又純さんですが、私の記憶している方だとすると、年齢が81歳なのは、変だと思えますが。

**事務局（恩賀主事）**

再度確認して、後で報告したいと思います。

**議長（立柳会長）**

ほかに質問は、ございませんか？

(「なし」の声あり)

### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号3番、5番、40番、41番を除く議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、申請番号3番、5番、40番、41番を除く議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

### ○議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

#### 事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の44ページをご覧ください。今月の案件は1件です。

申請地は、平成29年5月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、権利設定人に配分された農地です。

今回申請は、権利設定人の変更に伴う配分計画案の作成です。田1筆は解約し、その他の計画内容については、現行のと通りの再配分となります。

本申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

**議長（立柳会長）**

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

**議長（立柳会長）**

よって、議案第7号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

**○議案第8号『令和3年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』**

**議長（立柳会長）**

次に、議案第8号『令和3年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

**事務局（立花事務局長補佐）**

議案の45ページをお開きください。

(提案理由朗読後、内容説明)

こちらは、農林水産省経営局農地政策課長の「農業委員会事務の実施状況等の公表について（H28.3.4付）」の通達により、定められた様式で、全国的に統一した様式で行っているものであります。

次に、今までの経緯をご説明します。令和4年5月25日の令和4年度第2回農業委員会議において審議・決定を受け、本日の第3回総会に提出を行うものです。

47ページから54ページにつきましては、令和4年度第2回運営委員会におきまして案として決定をいただき、4月27日から5月27日までの31日間、農業者等からの意見を募集したところ、この件に関する意見は無かったものです。それを踏まえ作成した内容についてご説明いたします。

47ページをお開き願います。「ローマ数字Ⅰ 農業委員会の状況」といたしまして、1から2につきましては、決定された案のとおりとなっております。

次のページをお願いします。「ローマ数字Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」といたしまして、1から4につきましては農業者等からの意見がなかったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

49ページをお願いします。「ローマ数字Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」といたしまして、1から4につきましては農業者からの意見がなかったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

次のページをお願いします。「ローマ数字Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」といたしまして、1から4につきましては農業者等からの意見がなかったことから決定された案のとおりとさせていただきます。

51 ページをお願いします。「ローマ数字Ⅴ 違反転用への適正な対応」といたしまして、1 から 3 につきましては農業者等からの意見がなかったことから、決定された案のとおりとさせていただきます。

次のページをお願いします。「ローマ数字Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」といたしまして、1 から次ページの 4 につきましては決定された案のとおりとなっております。

54 ページをお願いします。「ローマ数字Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」といたしまして、48 ページから 53 ページの内容に関して意見があった場合に記載するページとなっております。地域の農業者等から意見がなかったことからすべての項目をなしとして記載させていただきました。

続きまして、「ローマ数字Ⅷ 事務の実施状況の公表等」といたしまして、1 から 3 につきましては、決定された案のとおりとなっております。

なお、今後の流れですが、本日の総会で決定をされました後に、今月中に全国農業会議所ホームページで結果の公表が行われ、同じく今月中に県をとおして東北農政局に報告となることを申し添えます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

#### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 8 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 議長（立柳会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 8 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

#### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

#### 議長（立柳会長）

よって、議案第 8 号『令和 3 年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について』は、原案のとおり決定いたしました。

#### ○議案第 9 号『令和 4 年度八幡平市農業委員会活動計画について』

#### 議長（立柳会長）

次に、議案第 9 号『令和 4 年度八幡平市農業委員会活動計画について』を議題といたします。事

務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

### 事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の 55 ページをお開きください。

（提案理由朗読後、内容説明）

57 ページをお開き願います。ローマ数字Ⅰの基本方針でございます。

令和 3 年度の基本方針と大きな変更はございません。

次のページをお願いします。ローマ数字Ⅱの実施計画になります。

1 の会議の開催につきましては、新体制に移行した平成 30 年 9 月以降に開催をしている総会、運営委員会等となります。

続きまして 2 の研修、3 の国・県関係機関団体との連携を記載しております。

59 ページをお願いします。4 の主な業務等につきましては、基本方針にもありましたとおり、（1）法令事務につきましては、農地業務あるいは農地等の利用関係、紛争処理業務等の透明性を確保し公平、公正に実施をすることとしております。

続きまして、（2）促進事務につきましては、59 ページから 61 ページにわたり①から⑨までそれぞれの業務を記載しております。なお、文章中の表につきましては令和 3 年度の確定数値及び令和 4 年度の目標数値が掲載されております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

### 議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 9 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

### 議長（立柳会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 9 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

### 議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

### 議長（立柳会長）

よって、議案第 9 号『令和 4 年度八幡平市農業委員会活動計画について』は、原案のとおり決定いたしました。

## 5 閉会（14時14分）

### 議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第3回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。  
ご協力ありがとうございました。

### 事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年7月25日

会 長 \_\_\_\_\_

1 番委員 \_\_\_\_\_

2 番委員 \_\_\_\_\_



# 令和4年度

## 第3回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年6月23日（木）午後1時00分～  
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

### 次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
  - (1) 第3回運営委員会報告
  - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
  - 議案第2号 農地法第3条許可処分の取消願出に対する可否の決定について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
  - 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
  - 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
  - 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第7号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について
  - 議案第8号 令和3年度八幡平市農業委員会活動計画の「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について
  - 議案第9号 令和4年度八幡平市農業委員会活動計画について
- 5 閉 会